

議案第 66 号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

1 申立先

東京都港区西新橋一丁目 5 番 13 号
原子力損害賠償紛争解決センター

2 申立人及び申立ての相手方

(1) 申立人

桐生市織姫町 1 番 1 号
桐生市

(2) 申立ての相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社

3 申立ての趣旨

相手方は、平成 28 年 3 月 31 日までに発生した放射線対策に要した費用について、損害賠償金 74,825,662 円を申立人に支払うよう、あっせんを求めるものである。

ただし、申立前に相手方が当該額の一部を支払うことについて申立人と合意した場合には、当該額から当該合意した額を除いた額をもってあっせんを求めるものとする。

議 案 説 明

議案第 66 号 あっせんの申立てについて

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して桐生市が実施した放射線対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じていない損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てるに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。